第二項　資金供与の形式及び条件

(a) 基金による資金供与は、貸付け、贈与、債務持続可能性制度、株式その他の形式をとるものとし、加盟国の経済の状況及び見通し並びに当該資金供与を受ける事業の性質及び要請を考慮して基金が適当と認める条件で行う。基金は、理事会の決定に従い、事業計画及び総合計画の設計及び実施に対して、貸付け、贈与、債務持続可能性制度、株式その他の形式によつて追加の資金供与を行うことができる。

(b) 各会計年度において(a)に規定するいずれかの形式によつて供与することを約束する基金の資金の割合は、基金が長期的に存続すべきであること及び基金の業務の継続性の確保が必要であることを十分に考慮した上で、理事会が随時決定する。贈与の割合は、通常、各会計年度において供与することを約束する資金の八分の一を超えないものとする。債務持続可能性制度並びにその手続及びその様式は、理事会が定めるものとし、その下で行われる資金供与は贈与上限に含まれないものとする。貸付けの多くの部分は、十分に緩和された条件で供与する。

(c) 総裁は、検討及び承認のため、事業計画及び総合計画を理事会に提出する。

(d) 理事会は、事業計画及び総合計画の選択及び承認について決定を行う。その決定は、総務会が定める一般的な政策、基準及び規則に基づいて行う。

(e) 資金供与を受けるために基金に提出された事業計画及び総合計画の評価のため、基金は、原則として、国際的機関の役務を利用するものとし、また、適当な場合には、この分野において専門的な能力を有する他の機関の役務を利用することができる。これらの機関は、理事会が当該資金供与を受ける者との協議の上選定するものとし、評価を行うに当たり直接に基金に対して責任を負う。

(f) 貸付取決めその他関連する取決めは、貸付けごとに基金と貸付けを受ける者との間で締結するものとし、貸付けを受ける者は、当該事業計画又は当該総合計画の実施について責任を負う。

(g) 理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、基金は、貸し付ける資金の支払並びに当該事業計画及び当該総合計画の実施の監督のため、能力を有する国家的、地域的、国際的機関その他の機関又は団体に貸付けの管理を委任する。当該国家的、地域的、国際的機関その他の機関又は団体は、世界的、地域的又は国家的性格を有するものとし、貸付けごとに、貸付けを受ける者の承認を得て選定される。基金は、理事会に貸付けの承認を求める前に、当該貸付けの管理を委任される機関又は団体が当該事業計画又は当該総合計画の評価の結果に同意していることを確認する。その確認は、基金と当該貸付けの管理を委任される機関又は団体並びに当該事業計画及び当該総合計画の評価を委任された機関との間で行う。

(h) (f)及び(g)の規定の適用上、「貸付け」は、「贈与」を含むものとする。

(i) 基金は、国内開発機関が貸付取決めの条件の範囲内及び基金の同意するわく内で事業計画及び総合計画に対し資金を転貸し及びその転貸を管理するため、その国内開発機関に一定のわくの信用を供与することができる。信用の供与を受ける国内開発機関及びその総合計画は、理事会がその供与を承認する前に、(e)の規定に従つて評価される。その総合計画は、(g)の規定に従つて選定される国際的機関の監督の下に実施される。

(j) 理事会は、基金から資金供与を受ける物品及び役務の調達のために適当な規則を採択する。その規則は、原則として、国際的な競争入札の原則に合致するものとし、かつ、開発途上にある国の専門家、技術者及び供給品に適切な優先権を与えるものとする。

第三項　その他の業務

基金は、この協定に定める業務のほか、基金の目的を達成するために必要な範囲内で、補助的な活動を行い及び基金の業務に伴う権限を行使することができる。

二　第十条を次のように改める。

第十条　法的地位、特権及び免除

第一項　法的地位

基金は、国際法上の法人格を有する。

第二項　特権及び免除

(a) 基金は、その任務を遂行し、及びその目的を達成するために必要な特権及び免除を各加盟国の領域において享有する。加盟国の代表者、総裁及び基金の職員は、基金に関連する任務を独立して遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

(b) (a)の特権及び免除は、次のいずれかのものとする。

(i) 専門機関の特権及び免除に関する条約に加入した加盟国であつて同条約の規定を基金に適用することを約束したものの領域においては、同条約の基準条項であつて総務会が承認する同条約の附属書によつて修正されたものに定めるもの

(ii) 専門機関の特権及び免除に関する条約に加入した加盟国であつて同条約の規定を基金以外の機関にのみ適用することを約束したものの領域においては、同条約の基準条項に定めるもの。ただし、その加盟国が、寄託者に対し、基準条項を基金に適用しない旨を通告する場合又は通告書に明記するところに従つて修正された基準条項を基金に適用する旨を通告する場合は、この限りでない。

(iii) 基金が締結する他の協定に定めるもの

(c) 国の集団である加盟国については、この条に規定する特権及び免除が当該国の集団の全ての構成国の領域において適用されることを確保しなければならない。

(d) (a)から(c)までの規定にかかわらず、第四条第七項の権限に起因する訴えは、加盟国の領域内の補完的な管轄権を有する裁判所においてのみ、次のいずれかの場合には、基金に対して提起することができる。

(i) 訴訟手続に関する送達又は告知を受けるための代理人を任命している場合

(ii) 基金が証券の発行又は保証を行つた場合。ただし、次のことを条件とする。

(A) 加盟国、その代理人又は加盟国から請求権を与えられた者は、訴えを提起してはならない。

(B) 基金の財産及び資産は、所在地及び所有者のいかんを問わず、基金に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押え又は執行を免除されなければならない。